

次のとおり一般競争入札を行いますので、公告します。

平成27年7月14日

公立大学法人
奈良県立大学理事長

第1 競争入札に付する事項

1 入札業務名

(仮称) 奈良県ユーラシア研究センター設立記念フォーラム運営業務

2 事業の概要

(1) 開催日：平成27年10月17日(土)

(2) 会場：公立大学法人奈良県立大学

(3) 参加者：海外からの研究者5名、日本の研究者2名、聴講者150名程度

(4) 海外の研究者の日本滞在期間：平成27年10月14日～18日(予定)

3 委託業務の概要

(仮称) 奈良県ユーラシア研究センター設立記念フォーラムの事前準備、運営及び事後処理にかかる業務

4 委託期間

契約締結日から平成28年2月29日まで

5 入札方法

入札は、総計金額で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とします。)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

第2 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる(1)から(8)までに該当する者が、この入札に参加することができます。

(1) 公立大学法人奈良県立大学契約規則第2条第2項の規定に該当しないこと。

(2) 国税及び地方税を滞納していないこと。

(3) 平成27年7月 日から参加意向申出書の提出時点までにおいて、奈良県の指名停止又は指名留保の措置期間中でないこと。

(4) 銀行の取引停止又は差し押さえを受けていない者であること。

(5) 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団員でないこと又はそれらの利益となる活動を行う法人等でないこと。

(6) 奈良県の競争入札参加有資格者で、営業種目Q5 広告・イベント業務に登録している者であること。

(7) 過去5年間(平成22年4月1日から公告日までの間)に、国又は地方公共団体が主催する国際会議等、海外からの参加者を招く同規模以上(参加者150人以上)のフォーラムやシンポジウム等の運営・調整業務において、請負実績(元請)があり、訪日手続き、同時通訳等の業務経験などの実績があること。

(8) 円滑な業務運営に必要な経験と能力を有するスタッフの確保が可能であること。

第3 入札日程

手 続 等	期 間 ・ 期 日 ・ 期 限	場 所 ・ 提 出 先 等
入札説明書の交付	平成27年7月14日(火)～ 平成27年7月28日(火)	公立大学法人奈良県立大学ホームページに掲載 (http://www.narapu.ac.jp) 又は公立大学法人奈良県立大学 ユーラシア研究センター設立準備室で交付
入札説明会への参加申し込み	平成27年7月14日(火)～ 平成27年7月17日(金)	公立大学法人奈良県立大学 FAX: 0742-22-4991 ※FAX送信後、電話で受信確認すること
入札説明会の開催	平成27年7月21日(火) 午後2時～午後3時	公立大学法人奈良県立大学 3号館1階協働サロン 〒630-8258 奈良市船橋町10番地
参加資格に関する質問の受付期間	平成27年7月14日(火)～ 平成27年7月23日(木) 正午まで	公立大学法人奈良県立大学 ユーラシア研究センター設立準備室 〒630-8258 奈良市船橋町10番地
業務仕様書に関する質問の受付期間	平成27年7月14日(火)～ 平成27年7月24日(金) 午後3時まで	TEL 0742-22-4978 FAX 0742-22-4991 e-mail nara-eurasia@narapu.ac.jp
業務仕様書への質問への回答	平成27年7月27日(月)	入札の参加意向申出書提出者全員に回答書を電子メールで送付します
参加意向申出書の受付 (持参又は郵送で提出すること。)	平成27年7月14日(火)～ 平成27年7月28日(火) 午後5時まで(郵送の場合、 書留によることとし、期限までに到達したもののみ有効)	公立大学法人奈良県立大学 ユーラシア研究センター設立準備室 〒630-8258 奈良市船橋町10番地
参加資格確認結果通知書の発送	平成27年7月30日(木) 予定	公立大学法人奈良県立大学 ユーラシア研究センター設立準備室より発送
参加資格非該当理由の説明請求の期限	参加資格確認結果通知日から 起算して3日以内	公立大学法人奈良県立大学 ユーラシア研究センター設立準備室 〒630-8258 奈良市船橋町10番地
非該当理由の回答	上記書面の受領後3日以内	公立大学法人奈良県立大学 ユーラシア研究センター設立準備室より発送
郵便による入札の場合の提出期限	平成27年8月5日(水) 午後5時まで	公立大学法人奈良県立大学 ユーラシア研究センター設立準備室 〒630-8258 奈良市船橋町10番地
入札・開札	平成27年8月6日(木) 午後2時から	公立大学法人奈良県立大学 地域交流棟1階協働サロン 〒630-8258 奈良市船橋町10番地

上記の期間は、土曜、日曜及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する祝日を除く午前9時から午後5時までとする。

第5 入札書の提出場所等

- 1 担当する部署、入札書の提出場所及び本件に関する問い合わせ先
公立大学法人奈良県立大学ユーラシア研究センター設立準備室
〒630-8258 奈良県奈良市船橋町10番地
電話番号 0742-22-4978
FAX 0742-22-4991

- 2 入札説明書等の交付期間
平成27年7月28日（火）までとします。
なお、公立大学法人奈良県立大学のホームページからもダウンロード可能です。

- 3 入札説明会の日時及び場所
日時：平成27年7月21日（火）午後2時～午後3時
場所：公立大学法人奈良県立大学
〒630-8258 奈良県奈良市船橋町10番地

- 2 入開札の日時及び場所
日時：平成27年8月6日（木） 午後2時
場所：公立大学法人奈良県立大学
〒630-8258 奈良県奈良市船橋町10番地

- 3 郵便による入札
入札書は、郵便で差し出すことができます。この場合、書留郵便とし、封書の表面に「（仮称）奈良県ユーラシア研究センター設立記念フォーラム運営業務委託にかかる入札書」と朱書きして、平成27年8月5日（水）午後5時までに到着するようにして下さい。

第6 その他

- 1 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とします。
- 2 入札保証金
免除します。
- 3 契約保証金
契約の相手方は、契約金額の100分の10に相当する額の契約保証金を納付するものとします。ただし、公立大学法人奈良県立大学契約規則第22条第2項各号のいずれかに該当する者である場合は免除します。
- 4 入札者に要求される事項
 - (1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に定めるところにより、入札参加資格申請書類を平成27年7月28日（火）の午後3時までに第5の1に示す場所に提出し、競争入札の参加資格があることの確認を受けなければなりません。
 - (2) 入札者は、所定の入札書を作成し、封をした上、所定の場所及び日時に入札してください。
 - (3) 入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。
- 5 入札の無効
この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、公立大学法人奈良県立大学契約規則第7条に該当する入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とします。
- 6 契約書作成の要否
要します。
- 7 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。
- 8 契約の不締結
落札決定後、契約締結までの間に、落札者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとします。
 - (1) 落札者の役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含みます。）、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。）の代表

者を、個人にあつてはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」といいます。)第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。)であるとき。

- (2) 暴力団(法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- (3) 落札者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (4) 落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- (5) (3)及び(4)に掲げる場合のほか、落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6) この契約に係る資材及び原材料の購入契約等の契約(以下「購入契約等」といいます。)に当たって、その相手方が(1)から(5)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- (7) この契約に係る購入契約等に当たって、(1)から(5)までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合((6)に該当する場合を除きます。)において、本県が当該購入契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

9 契約の解除

契約締結後、契約者について8の(1)から(7)までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。

なお、8の(1)、(3)、(4)及び(5)中「落札者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。

10 その他

詳細は、入札説明書によります。